



消費生活相談窓口からのお知らせ

◎6月18日の完全施行により貸金業法が大きく変わります！

6月18日に改正法が施行され、借入金総額が「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入れができなくなります。借入や返済のお悩みは、お早めの相談を！

◎相談窓口 金融庁金融サービス利用者相談室 (☎03-5251-6811)

◎消費生活相談事例をご紹介します

「2紙の新聞契約が重複してしまい、購読料を支払わなくてはならなくなった。しかし、2紙も要らないので、どちらかを契約解除したい。」という相談が見受けられます。訪問販売等により新聞の購読契約をした場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフ制度により無条件で解約できますが期間を過ぎると一方的な理由での解約はできません。

※勧誘の説明や景品に惑わされることがないように、慎重に契約しましょう。

※クーリング・オフ期間が経過した場合でも、勧誘手段によっては解約可能な場合もあります。下記までご相談ください。

〈問い合わせ先〉消費生活相談窓口（生活安全課内 ☎82・1133）



環境課からのお知らせ

◎ライトダウンキャンペーンにご協力を

環境省および山口県では、地球温暖化防止を目的に「CO2削減・ライトダウンキャンペーン」を実施しています。本年度も6月21日(月)【夏至の日】と7月7日(水)【クールアース・デー】を重点日とし、ライトアップ施設(ネオンサイン・外灯など)や家庭の電気を消していただくように呼びかけています。

なお、市ではライトダウンキャンペーンのほか、緑のカーテンやノーマイカーに取り組んでいただける市民のみなさんを募集しています。

〈実施期間〉 6月20日(日)～7月7日(水) (20:00～22:00の2時間)

◎クールビズで暑い夏を乗り切ろう！

クールビズとは、冷房時の室温を28℃にした部屋でも快適に過ごすことができるライフスタイルのことです。現在では、様々な素材やデザイン・コーディネートを取り入れたクールビズ・ファッションが増え、お洒落に涼しく夏を過ごすようになってきました。暑い夏ですが、服装だけでなく全てのライフシーンを涼しく過ごせるような工夫をして、新しい夏のライフスタイルを発見してみませんか。

〈問い合わせ先〉環境課 (☎82・1144)